年　　月　　日

申込者：

（担当者）

Tel ：

Mail：

**新型コロナウイルス感染症予防対策に関する計画書**

貴学の施設を使用するにあたり、下記の対策を徹底いたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **催事等開催者が感染予防、感染拡大防止のために**  **実施しなければならない対策** | | | **具体的な対策** |
| **事前**  **準備** | 1 | 開催する催事等の責任者、担当区分を明確にする。 |  |
| 2 | 催事等の参加者、スタッフの氏名及び緊急連絡先を事前に把握するなど感染発生に備え連絡体制を整備する。 |  |
| ３ | 催事等を開催する都道府県の新型コロナウイルス感染症対策にかかるルールを確認し、手続き等が示されている場合は、所要の対応を行う。 |  |
| ４ | 催事等の開催中及び開催後に参加者、スタッフの感染が発生した際、催事等が感染可能期間に含まれる場合の対処方法を決めておくとともに、参加者、スタッフへ事前に周知する。 |  |
| ５ | 本ガイドラインを踏まえて策定した感染防止策について、スタッフ全員に周知する。 |  |
| ６ | 会場の換気設備（窓、機械換気設備等）が正常に動作することを確認する。 |  |
| ７ | 施設管理者と充分な調整を行った上で催事等当日の対策実施のための準備を遺漏なく行う。 |  |
| **催事等**  **当日**  **催事等**  **当日** | 1 | スタッフは必要最小限の人数とし、マスク着用や手洗い・手指消毒を徹底する。 |  |
| 2 | スタッフは自宅で検温を行い、平熱よりも1度以上の熱がある場合、咳、咽頭痛、鼻汁などの風邪様症状、味覚・嗅覚障害、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ等の体調不良がある場合には自宅待機とする措置を行う。  また、スタッフが体調不良を生じた際に、申し出やすい環境を用意する。 |  |
| 3 | 参加者の人数及び間隔は、催事等の種別に応じ以下のとおりとする。  ・催事等を開催する都道府県が要請する人数上限や収容率を超えないようにする。  （施設において使用人数の上限等を設定している場合はそのルールに従う。）  ・参加者と参加者とが触れ合わない間隔を確保する。  ※吹奏楽、合唱等呼気を伴う音楽系催事等の場合は、上記に加え以下の対応を行う。  ・演者と客席との間隔を最低５ｍ確保する。  ・舞台、ステージ上の感染リスクが低減されるような演者間の距離を確保するなどの措置を講ずる。  （参考資料）  「感染予防・感染拡大防止に留意した東北大学百周年記念会館(川内萩ホール)の使用について」  https://www.bureau.tohoku.ac.jp/hagihall/facility/guidelines.html |  |
| 4 | 開催案内等において参加者に事前に周知の上、以下に該当する者の来場を禁止する。  ・平熱よりも1度以上の熱がある場合  ・咳、咽頭痛、鼻汁などの風邪様症状、味覚・嗅覚障害、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ等の体調不良がある場合  ・新型コロナウイルス感染症と診断され、国等が定める療養期間を経過していない場合  ・新型コロナウイルス感染症と診断された者と濃厚接触があり、国等が定める自宅等の待機期間を経過していない場合  ・国が定める入国後の自宅等待機期間を経過していない場合  ・国が定める入国後の自宅等待機期間を経過していない者と濃厚接触がある場合 |  |
| 5 | 会場の出入口等を開放し、参加者がドアノブに触れる機会をできるだけなくすようにする。 |  |
| **催事等当日** | 6 | 会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行う。  （消毒方法例）  消毒用エタノール等適切な消毒液を使用し、換気を充分に行った上で、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。 |  |
| 7 | 不特定者との物品等の共有を制限する。（例：受付用筆記用具等） |  |
| 8 | 会場の出入口等に手指消毒用のアルコール消毒液を設置する。 |  |
| 9 | 参加者へのマスク着用及び定期的な手洗い・手指消毒を促す。 |  |
| 10 | 混雑防止のため、参加者の入場、退場等は座席エリアごとに時間差で行う。 |  |
| 11 | 会場入り口や受付等の行列が生じる場所には、一定の間隔を空けるよう表示するなど、人が密集しない対策を講ずる。 |  |
| 12 | 受付等の対面となる場所には、アクリル板や透明ビニールカーテンによりスタッフと参加者の間を遮断するなど飛沫感染防止のための対策を講ずる。 |  |
| 13 | 配布物は事前に机に置くなど、手渡しでの配布を行わない。 |  |
| 14 | 屋内の催事等は、機械換気設備を備え、窓や出入口の開放が可能である会場において行う。  なお、窓や出入口の開放ができない施設については、機械換気設備により充分な換気が可能であることを専門業者等により確認ができた場合は会場とすることができる。  催事等開催中は、機械換気設備を常時稼働させるとともに、催事前後及び休憩中などに定期的に会場の換気を行う。  （推奨する換気方法）  ・空気の流れを作るため、二方向の窓や出入口を常に開放する。  ・常に開放することが困難な場合は、30 分に1 回以上、窓を５分以上全開にする。 |  |
| 15 | 参加者が大声をだすこと、歌うこと、呼気が激しくなる運動を行うこと等を禁止とし、参加者へ周知する。 |  |
| 16 | 催事等の間は、休憩中の対面での会話や参加者同士の接触は控えてもらうよう周知する。 |  |
| **催事等当日** | 17 | 長時間の催事等、食事をとる必要がある場合は、事前に施設管理者の許可を得て、感染防止対策を実施した飲食可能エリアで行う。それ以外の場所では、熱中症防止等のための飲料以外の飲食を除き自粛するよう参加者に周知する。（飲み終わったゴミは下記No.22を参考に感染対策を講じた上で回収又は参加者による持ち帰り） |  |
| 18 | トイレの利用に関し、以下の対策を講ずる。  ・各トイレ前に手指消毒用のアルコール消毒液を設置し、使用前後の消毒を促す掲示を行う。  ・使用後は便座のフタを閉めてから洗浄するよう掲示を行う。  ・トイレに入るための列は一定の間隔を空けるよう表示を行うことや充分な休憩時間を設けるなど、トイレ使用の混雑により人が密集しない対策を講ずる。  ・ハンドドライヤーは使用禁止とする。  ・不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブ等）は可能な限り清拭消毒を行う。（清拭消毒作業は、換気を充分に行いながらマスクと手袋を着用して行う。） |  |
| 19 | 会場エリア以外への立入りを禁止とし、参加者へ周知や掲示等を行う。 |  |
| 20 | 建物備え付けのゴミ箱は使用禁止とし、参加者への周知を行うとともに、ゴミ箱の閉鎖等を行う。 |  |
| 21 | 感染者又は感染が疑われる者が催事等期間中に発生した場合、以下の対応を行う。  ・感染者が発生した場合、参加者への健康観察等の注意喚起を行う。また施設管理者による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。  ・マスクや手袋等の防護対策を講じた上で、感染が疑われる者を速やかに隔離する。  ・感染が疑われる者が発生した部屋の換気を行う。  ・必要に応じて、感染が疑われる者に対しコールセンターへの相談、又は医療機関の受診等の案内を行う。  宮城県・仙台市コールセンター：022-398-9211 |  |
|  | 22 | 清掃やゴミの廃棄作業を行う際は、マスクや手袋の着用を徹底し、鼻水や唾液などが付いたゴミはビニール袋にいれて密閉して縛って持ち帰り、適切に処分する。（作業後は必ず石鹸と流水で手洗いを行う。） |  |
| **催事等**  **終了後**  **催事等**  **終了後** | 1 | 催事等終了後は、使用したテーブルや椅子等の什器類、備品類、ドアノブ等の手が触れる箇所の消毒を実施する。  （消毒方法例）  消毒用エタノール等適切な消毒液を使用し、換気を充分に行った上で、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。  ※備品等で本方法により難い場合、消毒による拭き表面の劣化等が懸念される場合は施設管理者に相談 |  |
| 2 | 感染対策の実施状況について不備がないか確認を行い、施設管理者に報告する。 |  |
| 3 | 個人情報の保護の観点から名簿等の保管に充分な対策を講ずる。 |  |
| 4 | 感染者が催事等の終了後に発生したことが判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。 |  |

〇年〇月〇日

・既存の様式や資料があれば活用可。

・催事等の規模や内容に応じて、作成内容を適宜判断。

**作成例**

申込者：公益財団法人〇〇〇〇〇

（担当者）〇〇　〇〇〇

Tel ：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

Mai：〇〇〇＠〇〇〇.〇〇.〇〇

**新型コロナウイルス感染症予防対策に関する計画書**

貴学の施設を使用するにあたり、下記の対策を徹底いたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **催事等開催者が感染予防、感染拡大防止のために**  **実施しなければならない対策** | | | **具体的な対策** |
| **事前**  **準備** | 1 | 開催する催事等の責任者、担当区分を明確にする。 | 当試験の責任者と担当区分を事前に決め、明確にします。 |
| 2 | 催事等の参加者、スタッフの氏名及び緊急連絡先を事前に把握するなど感染発生に備え連絡体制を整備する。 | 受験者、試験スタッフの氏名及び緊急連絡先について、事前に把握し、連絡体制を整えます。 |
| ３ | 催事等を開催する都道府県の新型コロナウイルス感染症対策にかかるルールを確認し、手続き等が示されている場合は、所要の対応を行う。 | 宮城県「新型コロナウイルス感染症対策サイト」を確認し、必要な手続きを行います。 |
| ４ | 催事等の開催中及び開催後に参加者、スタッフの感染が発生した際、催事等が感染可能期間に含まれる場合の対処方法を決めておくとともに、参加者、スタッフへ事前に周知する。 | 試験中及び試験後感染可能期間内に受験者、試験スタッフに感染者が出た場合は、当団体〇〇係へ連絡をもらうことにし、感染状況が把握できるようにします。  また、速やかに貴学に連絡し、事後対応についてご相談させていただきます。 |
| ５ | 本ガイドラインを踏まえて策定した感染防止策について、スタッフ全員に周知する。 | 本ガイドラインを踏まえて策定した感染防止策について、試験スタッフ全員に周知します。 |
| ６ | 会場の換気設備（窓、機械換気設備等）が正常に動作することを確認する。 | 事前に会場の下見を行い、会場の換気設備（窓、機械換気設備等）が正常に動作することを確認します。 |
| ７ | 施設管理者と充分な調整を行った上で催事等当日の対策実施のための準備を遺漏なく行う。 | 貴学施設管理者と充分な調整の上準備を行い、確認を受けることとします。 |
| **催事等**  **当日**  **催事等当日** | 1 | スタッフは必要最小限の人数とし、マスク着用や手洗い・手指消毒を徹底する。 | 試験スタッフは全員マスクを着用します。  また、定期的な手洗い・手指消毒を徹底するよう周知します。  ・試験スタッフ数：〇名 |
| 2 | スタッフは自宅で検温を行い、平熱よりも1度以上の熱がある場合、咳、咽頭痛、鼻汁などの風邪様症状、味覚・嗅覚障害、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ等の体調不良がある場合には自宅待機とする措置を行う。  また、スタッフが体調不良を生じた際に、申し出やすい環境を用意する。 | 試験スタッフは試験当日に検温を行い試験責任者に報告することを義務付けます。  また、試験当日に平熱よりも1度以上の熱がある場合、咳、咽頭痛、鼻汁などの風邪様症状、味覚・嗅覚障害、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ等の体調不良がある場合には自宅待機とします。 |
| 3 | 参加者の人数及び間隔は、催事等の種別に応じ以下のとおりとする。  ・催事等を開催する都道府県が要請する人数上限や収容率を超えないようにする。  （施設において使用人数の上限等を設定している場合はそのルールに従う。）  ・参加者と参加者とが触れ合わない間隔を確保する。  ※吹奏楽、合唱等呼気を伴う音楽系催事等の場合は、上記に加え以下の対応を行う。  ・演者と客席との間隔を最低５ｍ確保する。  ・舞台、ステージ上の感染リスクが低減されるような演者間の距離を確保するなどの措置を講ずる。  （参考資料）  「感染予防・感染拡大防止に留意した東北大学百周年記念会館(川内萩ホール)の使用について」  https://www.bureau.tohoku.ac.jp/hagihall/facility/guidelines.html | 受験予定者〇〇名を、宮城県が要請する収容率を超えないように各部屋に割り振ります。また、座席は指定席とし、〇m間隔を空けて配置します。  （詳細は添付「席配置図」をご参照ください。） |
| 4 | 開催案内等において参加者に事前に周知の上、以下に該当する者の来場を禁止する。  ・平熱よりも1度以上の熱がある場合  ・咳、咽頭痛、鼻汁などの風邪様症状、味覚・嗅覚障害、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ等の体調不良がある場合  ・新型コロナウイルス感染症と診断され、国等が定める療養期間を経過していない場合  ・新型コロナウイルス感染症と診断された者と濃厚接触があり、国等が定める自宅等の待機期間を経過していない場合  ・国が定める入国後の自宅等待機期間を経過していない場合  ・国が定める入国後の自宅等待機期間を経過していない者と濃厚接触がある場合 | 受験者の体調管理について事前にホームページ及び受験票で周知し、検温等の体調管理に努めさせることとします。また、試験スタッフは試験当日、以下の症状について受験者からの自己申告による確認に加え、症状の有無について注意し受験者の体調把握を行います。  ・平熱よりも1度以上熱がある場合  ・咳、咽頭痛、鼻汁などの風邪様症状、味覚・嗅覚障害、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ等の体調不良がある場合  ・新型コロナウイルス感染症と診断され、国等が定める療養期間を経過していない場合  ・新型コロナウイルス感染症と診断された者と濃厚接触があり、国等が定める自宅等の待機期間を経過していない場合  ・国が定める入国後の自宅等待機期間を経過していない場合  ・国が定める入国後の自宅等待機期間を経過していない者と濃厚接触がある場合 |
| 5 | 会場の出入口等を開放し、参加者がドアノブに触れる機会をできるだけなくすようにする。 | 会場までのルート上の出入口を、試験スタッフにより開放します。 |
|  | 6 | 会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行う。  （消毒方法例）  消毒用エタノール等適切な消毒液を使用し、換気を充分に行った上で、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。 | 試験当日は、換気を充分に行いながらマスクとゴム手袋を着用の上消毒用エタノールを使用し、使用する教卓、机、椅子、ドアノブ等の手が触れる箇所の消毒を定期的に実施します。 |
| **催事等**  **当日** | 7 | 不特定者との物品等の共有を制限する。（例：受付用筆記用具等） | 受付は試験スタッフが行い、不特定者との受付用筆記用具等の共有は行いません。 |
| 8 | 会場の出入口等に手指消毒用のアルコール消毒液を設置する。 | 会場出入口および各フロアに手指消毒用のアルコール消毒液を設置します。 |
| 9 | 参加者へのマスク着用及び定期的な手洗い・手指消毒を促す。 | マスク着用について、受験者へ事前にホームページ及び受験票で周知し、当日着用を促します。  マスクを忘れた受験者については、当日マスクを配付し、着用を促します。  また、消毒液配置場所に消毒の上入場する旨の張り紙を貼付するとともに、出入口に試験スタッフを常駐させ消毒の上入場するようアナウンスを行います。 |
| 10 | 混雑防止のため、参加者の入場、退場等は座席エリアごとに時間差で行う。 | 混雑防止のため、受験者の入場、退場は部屋ごとに時間差で行います。 |
| 11 | 会場入り口や受付等の行列が生じる場所には、一定の間隔を空けるよう表示するなど、人が密集しない対策を講ずる。 | 行列が生じる可能性が高い会場入り口及び受付には、一定の間隔を空けるよう掲示し、人が密集しない対策を講じます。 |
| 12 | 受付等の対面となる場所には、アクリル板や透明ビニールカーテンによりスタッフと参加者の間を遮断するなど飛沫感染防止のための対策を講ずる。 | 対面となる受付には、透明ビニールカーテンにより試験スタッフと受験者の間を遮断し、飛沫感染防止のための対策を講じます。 |
| 13 | 配布物は事前に机に置くなど、手渡しでの配布を行わない。 | 配布物は試験スタッフにより事前に机に置きます。 |
| 14 | 屋内の催事等は、機械換気設備を備え、窓や出入口の開放が可能である会場において行う。  なお、窓や出入口の開放ができない施設については、機械換気設備により充分な換気が可能であることを専門業者等により確認ができた場合は会場とすることができる。  催事等開催中は、機械換気設備を常時稼働させるとともに、催事前後及び休憩中などに定期的に会場の換気を行う。  （推奨する換気方法）  ・空気の流れを作るため、二方向の窓や出入口を常に開放する。  ・常に開放することが困難な場合は、30 分に1 回以上、窓を５分以上全開にする。 | 換気は機械換気設備を常時稼働させるとともに、〇〇分に1回、〇分間窓を開け、換気を行います。 |
| 15 | 参加者が大声をだすこと、歌うこと、呼気が激しくなる運動を行うこと等を禁止とし、参加者へ周知する。 | ―  （試験のため、対象外） |
| 16 | 催事等の間は、休憩中の対面での会話や参加者同士の接触は控えてもらうよう周知する。 | 対面での会話や受験者同士の接触は控えるよう、当日試験スタッフにより受験者へアナウンスするとともに、会場にその旨の張り紙を貼付します。 |
|  | 17 | 長時間の催事等、食事をとる必要がある場合は、事前に施設管理者の許可を得て、感染防止対策を実施した飲食可能エリアで行う。それ以外の場所では、熱中症防止等のための飲料以外の飲食を除き自粛するよう参加者に周知する。（飲み終わったゴミは下記No.22を参考に感染対策を講じた上で回収又は参加者による持ち帰り） | 終日行う試験であり昼食をとる必要があるため、事前に貴学施設管理者に許可を得て、以下の感染防止対策を実施した飲食可能エリアで行います。それ以外の場所では、熱中症防止等のための飲料以外の飲食を自粛とし、ゴミは受験者が持ち帰るよう、受験者へ事前にホームページ及び受験票で周知するとともに、当日は試験スタッフにより受験者へアナウンスします。  〈感染防止対策〉  ○自席にて会話をせずに食事をします。  ○・・・・・・・・・・・・・・・・・・  　○・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| **催事等**  **当日** |
| 18 | トイレの利用に関し、以下の対策を講ずる。  ・各トイレ前に手指消毒用のアルコール消毒液を設置し、使用前後の消毒を促す掲示を行う。  ・使用後は便座のフタを閉めてから洗浄するよう掲示を行う。  ・トイレに入るための列は一定の間隔を空けるよう表示を行うことや充分な休憩時間を設けるなど、トイレ使用の混雑により人が密集しない対策を講ずる。  ・ハンドドライヤーは使用禁止とする。  ・不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブ等）は可能な限り清拭消毒を行う。（清拭消毒作業は、換気を充分に行いながらマスクと手袋を着用して行う。） | トイレの利用に関し、以下の対策を講じます。  ・各トイレ前に手指消毒用のアルコール消毒液を設置し、使用前後の消毒を促す掲示を行います。  ・使用後は便座のフタを閉めてから洗浄するよう各トイレに掲示を行います。  ・トイレに入るための列は一定の間隔を空けるよう掲示を行います。  ・ハンドドライヤーは使用禁止とし、掲示を行います。  ・不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブ等）は、試験実施中に〇回/日、換気を充分に行いながらマスクとゴム手袋を着用して清拭消毒を行います。 |
| 19 | 会場エリア以外への立入りを禁止とし、参加者へ周知や掲示等を行う。 | 会場エリア以外への立入りを禁止する掲示を行います。 |
| 20 | 建物備え付けのゴミ箱は使用禁止とし、参加者への周知を行うとともに、ゴミ箱の閉鎖等を行う。 | 建物備え付けのゴミ箱は使用禁止とし、ゴミ箱の蓋に使用禁止の張り紙を貼付します。 |
| 21 | 感染者又は感染が疑われる者が催事等期間中に発生した場合、以下の対応を行う。  ・感染者が発生した場合、参加者への健康観察等の注意喚起を行う。また施設管理者による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。  ・マスクや手袋等の防護対策を講じた上で、感染が疑われる者を速やかに隔離する。  ・感染が疑われる者が発生した部屋の換気を行う。  ・必要に応じて、感染が疑われる者に対しコールセンターへの相談、又は医療機関の受診等の案内を行う。  宮城県・仙台市コールセンター：022-398-9211 | 試験期間中に感染者又は感染が疑われる者が発生した場合、試験スタッフは以下の対応を行います。  ・感染者が発生した場合は、受験者へ健康観察等の注意喚起を行います。また貴学施設管理者による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行います。  ・隔離用の部屋を事前に確保し、マスクや手袋等の防護対策を講じた上で、感染が疑われる者を速やかに隔離します。  ・感染が疑われる者が発生した部屋の換気を速やかに行います。  ・必要に応じて、感染が疑われるものに対しコールセンターへの相談、又は医療機関の受診等の案内を行います。 |
| **催事等**  **当日** | 22 | 清掃やゴミの廃棄作業を行う際は、マスクや手袋の着用を徹底し、鼻水や唾液などが付いたゴミはビニール袋にいれて密閉して縛って持ち帰り、適切に処分する。（作業後は必ず石鹸と流水で手洗いを行う。） | 清掃やゴミの廃棄作業を行う際は、マスクとゴム手袋の着用を徹底し、鼻水や唾液などが付いたゴミはビニール袋にいれて密閉して縛って持ち帰り、適切に処分します。（作業後は必ず石鹸と流水で手洗いを行います。） |
| **催事等**  **終了後** | 1 | 催事等終了後は、使用したテーブルや椅子等の什器類、備品類、ドアノブ等の手が触れる箇所の消毒を実施する。  （消毒方法例）  消毒用エタノール等適切な消毒液を使用し、換気を充分に行った上で、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。  ※備品等で本方法により難い場合、消毒による拭き表面の劣化等が懸念される場合は施設管理者に相談 | 試験実施後は、換気を充分に行いながらマスクとゴム手袋を着用の上消毒用エタノールを使用し、使用した教卓、机、椅子、ドアノブ等の手が触れる箇所の消毒を実施します。 |
| 2 | 感染対策の実施状況について不備がないか確認を行い、施設管理者に報告する。 | 試験実施後は、感染対策の実施状況について不備がなかったか点検を行い、「感染症予防対策実施報告書（貴学様式）」により貴学施設管理者へ報告します。 |
| 3 | 個人情報の保護の観点から名簿等の保管に充分な対策を講ずる。 | 関係法令に基づき全ての個人情報について厳正に取り扱います。 |
| 4 | 感染者が催事等の終了後に発生したことが判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。 | 感染者が試験の終了後に発生したことが判明した場合、『事前準備－No.４』記載の対処方法に基づき対応するとともに、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、個人情報にかかる関係法令を遵守の上、必要な情報提供を行います。 |